

議会運営委員会

令和元年10月11日（金）

午前8時59分開会

○村田委員長　おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたしたいと思います。

先般、執行部のお二方には出席をいただきまして、これまでの時系列についての説明をしていただきました。その際に、この申し入れ書についてでありますけれども、過去においても各所各課において大声を張り上げるとかというくだりがありますけれども、それについて、過去にあるようであれば報告を願いたいということで先般は閉じたと思うんですけれども、今回そのことにつきまして、市長及び総務課長よりありましたら、御発言を願いたいと思います。

○下村総務課長　関係各課で話を聞いたんですが、時間もたっているということで、いつ幾日とか細かな言動というのは、詳細に聴取することはできないと判断いたしました。

○村田委員長　市長のほうはないですか。

○加藤市長　私の記憶によりますと、昨年か一昨年ぐらいのあれは記憶には残っているわけなんですけれども、中身はどういうことかといいますと、商工観光課で大きな声を立ててやっている、私、たまたま水産農林のほうに用事がありましたので、市長室から1階のほうへ下ると、税務課、市民サービス課のあたりで非常に大きな声が聞こえてきましたので、何かあったのかというような話で、その大声を立て、いろいろ商工観光のほうに話しているというような、そういう記憶はございます。

あと、政策調整のほうで、私、市長室で事務をとっていたときなんかでも、やっぱり大声を立てて政策調整に申し立てをやっているというような、そういう記憶はございます。ただ、それに対して、中身については私も全然把握しておりません。こんな事象があったということだけでございます。

以上でございます。

○村田委員長　総務課長、いま一度お聞きしますけれども、もう過去のことで日時とか出来事については、今、公表できないということなんですね。

○下村総務課長　各課での出来事につきましては、日時云々が把握できないとい

うことでありますが、私個人のことであれば覚えておりますので、それでよければ。

○村田委員長　　どうぞ。

○下村総務課長　　平成29年3月19日の日曜日朝8時半に、奥田議員さんから私のほうに電話がありまして、要件がなかなか言ってもらえない状況の中で、総務課長、えらいことをしたなというようなことで、何がですかとお尋ねしてもなかなか言ってくれないと。そういった話の押し問答の中で、後半はおまえ呼ばわりだったので、私もおまえと言われる筋合いはないというようなことを話させていただきました。

そういった中で、最後に、おまえ、病気して頭まで悪りなったのかというふうな身体的な中傷までされましたので、私はもうそれで電話を切らせていただいたと。パワハラとは思っておりませんが、なぜそういうことを休日の職員に電話をされるのか、甚だ疑問に思います。

○村田委員長　　今、執行部のほうから、これまでの経緯といいますか、お聞きをしたわけでございますけれども、別段これについて委員の皆さん方は御意見はありませんね。ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　それでは、議会運営委員会、これ、執行部から話があると言われた場合には、議会運営委員会は独自の判断でいつでも開催できると、そういうことで、私は今回、議会運営委員会を開催させていただきました。

しかし、先般の議長の話の中にもあったように、議長から正式に諮問は受けておりません、議会運営委員会ということで。そういうことで、私はこれ以上踏み込むということについては、議会運営委員会のこの責務上いかなるものであろうかと。権限もございませんので、これで議会運営委員会を打ち切り、議長に議長の裁量をもってこの件については判断をしていただく。

また、議長がお考えをいただいて、再度諮問をすると正式に言われましたら、正式に議会運営委員会を開きたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

この問題につきましては、ハラスメントということでもありますから、私自身も、正副議長と、それから正副委員長だけで情報を得ておるだけでなく、これは重大な問題でありますから、昨今、非常に厳しく言われておる重大な問題でありますし、それから、市役所の職員、職員の業務に支障を来すという見地から、私は今回あえて、執行部のほうから申し入れもあったものですから、議会運営委員会を開かせて

いただいたということを申し上げておきたいと思います。

これで議会運営委員会を閉じたいと思いますが、何かありますか。

○小川副委員長 2点ぐらいあります。

今、委員長も言われましたけど、議会運営委員会に諮問されていないということで、諮問されていない以上、議会としても調査はできない。議員に対して、議長がこの件について諮問を今後される気はあるのかどうかというのを1点お聞きしたいのと、執行部から正式な抗議文、申し入れを出されまして、これは異例なことですし、私としてもこれは重要な問題と強く受けとめております。議長におかれましては、議会、議員の代表者として、この問題に対しての結論というか、けじめ、考えておられると思うんですけど、どのように考えているのか、その2点だけちょっとお話しください。

○濱中議長 この問題をお受けしたときの市長から私のほうに言われたのが注意喚起ということで、改善に向けてほしいということと言われたと受けとめました。注意をして、改善に向けるという努力をさせていただきました。その後、市長のほうでは謝罪もということでしたので、謝罪も、悪いところを認めたところに関してはこちらも謝罪をしてほしいということで、そのような話をさせていただいたということは、前回に事実経過のことでお話をしたとおりなんです。

それで、この前の会議のときに、ちょうど上岡委員が言っていた、それ以上の何ができるんですかというふうな発言をいただいたことで、私もこの2日、3日の間に考えました。

その中で、今回、私、この議会運営委員会がこの問題をどう取り扱うかの会議であるから、事実経過を確認したいという委員長の判断に関しては敬意を表したいと思いますし、取り扱いについてのことだけなのでということで、取りまとめたいただいたことも、本当に未熟な私の議会運営に対してのいいアドバイスをいただいた結果として、私が今回の判断にちゅうちょしたところが、今回の、このように2回も会議を持っていただかんなんということになったことに関しては、本当に申しわけなかったなと思っております。

議会運営に関しては、今後、先輩方の御指導を仰ぐということも果たしていなくてはいけないなと思っておりますし、先ほど、委員長、副委員長のほうで言っていた職員に対するハラスメントということは、絶対にあってはならないことということも認識しております。これは、もちろん発端となりました奥田議員はもちろんなんですけど、これはどの議員、私も含めた議員全員が、きちんと心してモラ

ルを持った対応をすることが必要と思いますので、今後とも、そういった疑いのあるときであるとか態度があったときには、総務課長、市長などときちんと連携を密にとって注意喚起をしていきたいと思っております。

なので、今後、この件に関して諮問をするかどうかということを知られたことに関しましては、この公文書を見ますと奥田議員個人のところがかなりクローズアップされたものとなっております。最後に議会に対してということに関しましては、議会がどういうふうに注意喚起できるのか、みんながそういったところに踏み込まないようにできるのかということをお求められていると思っておりますので、今後、これをいただいた上で、再度同じようなことがあったときには、必ず、もうこれは個人の問題としておさめることができないという判断をしたときには、またお願いすることがあるかもしれませんが、これからはそこに行かないように、きちんと議会運営の上で態度で示させていただきたいと思っております。

○小川副委員長　　今、議長のお話を聞くと、もうこのまま打ち切るというような感じに受け取ったんですけど、そのように受け取ってよろしいのでしょうか。

○濱中議長　　私は、議会運営委員会の意見を尊重していただくという、そういった役割もあると思っておりますので、議会運営上の委員長が、ここで議会運営委員会としては打ち切るということでしたので、この先に進むのであれば、法律、条例にのっとった形が必要かなとは思っておりますので、私はこれで受け取っていただければなと思っております。

○小川副委員長　　先ほど委員長も言われましたけど、議会運営委員会に対して諮問もされていないということは調査もできないということで、これ以上何をするか、できないと思うんですよ。その点、どのようにお考えですか。

○濱中議長　　全くできないわけではないのかなと思っております。いろんな法律、条例があると思っておりますので、そういったことに関しては、それぞれの議員さんから御意見をいただくところかなとは思っております。

○村田委員長　　ちょっと待ってください。今の全くできないということではないということなんですが、私の判断は、議会運営委員会は議会運営上どうなのかということ、議長より日時とかさまざまにおいて諮問を受ける機関であります。独自に議会運営とか規律に対して、議会が、運営委員会がきちっと仕切っていくという責務があると思うんですね。

しかし、今回の場合のような執行部からの申し入れ、これについて裁定を下すとか、このように皆さんに御意見を聞いて、情勢はどうなのか、体制はどうなのかと

いう判断は、議会運営委員会では権限外ということでできかねます。ですから、今回は、私は、議長にお預けをするということで申し上げたわけで、議会運営委員会ではこれ以上の作業についてはやはり無理があると判断をしたところでもあります。

○小川副委員長　それともう一点、私、議会運営委員会は、議長の諮問機関として議長を補佐する機関だ、そのように捉えておりました。

ところが、村田委員長が全協でも3回ほど確認したと思うんですけど、この申し入れ書を出されて、それから私たちへ報告があったのは4日の日でしたかね、1日に出されて。それまでの間、ほかの議員さんに見せていないですかという質問に対して、議長は絶対誰にも見せておりませんという断言されたと思うんですけど、私、聞いたんですけど、これをメールでもらったという議員さん、直接聞いたんですけど。私だけじゃなしに、ほかにも聞いた方もおられます。その点について、断言されたことについて、ここで虚偽の報告をしたということについて、どのようにお考えですか。

○濱中議長　これに関しましては、きちっと御説明をせなあかんことなんやなどいうことは認識しておりました。前回、そういったふうな、していないということをごここではっきり申し上げましたけれども、こういった言い方が皆さんに御理解いただけるのかどうかわかりませんが、前後の議運の皆さんとお話をする前後の記憶の中で、自分の確認が間違っておったことはおわび申し上げたいと思います。これをどういった扱いをしていいのかどうかということに関してのアドバイスをいただくために見ていただいたという経緯がありました。それが、議運の委員長に報告する前であったことということに関しては、私の記憶違いで間違えた発言をしました。ここで訂正とおわびをしたいと思います。

○小川副委員長　じゃ、議運に報告する前にメールを送った、その議員さん、電話もかかってきたって言われているんです。それ、ちゃんと認めるということですよ。

○村田委員長　議長、お認めになるんですか。

○濱中議長　はい。

○上岡委員　二つ、ちょっと質問があるんですけど、これは事務局への質問と、ここには議長経験者、何期もされている方がおられます。この間から、今の現議長は経験不足であったとか、そういうことを何度かおっしゃいました。たくさんの経験をされている議長がおられます。それも3期、4期、その方の御意見もちょっとお聞きしたい、お話を。

というのは、世間一般、パワハラというのは一番今重要視されていることであります。私、ことしこのパワハラのこと一般質問しました。そのときはかなり調べさせていただきました。2年、3年前までは企業人でしたので、特にその辺はコンプライアンスという形でいろんな講習会等も参加して、この部分はかなり勉強させていただいています。それも含めましてちょっと質問をさせていただきたいんですけども、まずは事務局に、こういう市長みずから公文書で出てきたパワハラという問題が、特にこの文書の最後のほうにあります議会に対し抗議を申し入れるという文章であるにもかかわらず、議長から諮問がされないということが通常あるのかどうかというのを事務局にまずお聞きしたい。

それともう一つは、各議長経験者の方に、このような大変なパワハラ事情、これは奥田議員の名前は挙がっていますが、もう新聞にも書かれています、中日新聞、伊勢新聞。もう三重県の方だったら、ほとんど関係者の方は全部御存じです。尾鷲市の市議会はどうかこれをやるのかというのは、多分もう注目されています。

議長経験者の方には、この状態であっても諮問はされなくてもいいのか、これはパワハラではないのか、議会に対して重要ではないのか、その辺をちょっと一言でもお話をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○村田委員長　　まず、事務局。

○高芝議会事務局長　　今回の公文書を受けて、本来議会としてどう対応するべきかという御質問だったと思うんですが、私のほうで全国市議会議長会の法制担当等にも確認をとらせていただき、本来、議長さんと議会運営委員会というのは議長の補佐的な機関ですので、相談をしながら議事運営を進めていただくのが一番ベストな形ではありますが、議長さんの裁量で当該議員さんに聞き取りなどを実施し、当該者に議長立ち会いのもとで謝罪していただくですとかいう措置については、妥当なものだという見解をいただいております。

以上です。

○上岡委員　　その件に対して。

ベストなことというのと、妥当なことというのは……。

○高芝議会事務局長　　済みません、ちょっと言葉足らずでございました。

もちろん議長さんの裁量権というのはあるんですが、ただ、それを踏まえた上で議会運営委員会に意見を聞きながら進める方法もあって、議会全体を考えればもちろんそのほうがスムーズにほかの議員さんの同意を得ながら議事運営が進んでいくのではないかという見解でございました。

○上岡委員　　ということは、今回はスムーズな進め方ではなかったし、一番最初に、先ほどちょっと報告があったように、議長と議会運営委員長の相談が余りなされていなかったように聞こえました。そういうふうを受け取っていいんでしょうか。

○村田委員長　　全くなかったですね。

○上岡委員　　では次に、各経験者の方にちょっと一言でも今回のこの件に対してお聞きしたいんですけれども。

○村田委員長　　このパワハラということについてですね。

○上岡委員　　もしこういうパワハラ事情があって、これだけ問題が大きくなっても諮問はしなくてもいいのかということについて。

○村田委員長　　わかりました。

○高村委員　　パワハラ自体、現代は違憲、絶対にしてはいけないことだと思います。私のことを言いますけど、何年か前にクリーンセンターの件がございました。随契にするか……。

（「具体的な（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○高村委員　　そのときでも、私はその課長に約束をしたにもかかわらず、随契をしたので、一喝しました。一喝して、本当にびびらすぐらいのことをしたんですけど、私としては尾鷲市のためにやったと思っていますから、今さらそういうことを言われてもどうしようというんです。

○村田委員長　　ちょっと論点がずれていますね。

このパワハラということで、こういう重大な問題で議長が諮問をしないということについて、議長経験者の皆さん方はどう思われるかということでもありますので、論点、ちょっと修正してください。

○高村委員　　いけないことだと思います。いけないことだと思います。悪いことだと思います。

（「諮問せんことは悪いことやと」と呼ぶ者あり）

○高村委員　　違う違う。ハラスメントが。

○村田委員長　　手を挙げて、済みません。

○高村委員　　ハラスメントはいけないことだと思います。

（「諮問」と呼ぶ者あり）

○高村委員　　諮問。

（「諮問しなんだこと」と呼ぶ者あり）

○高村委員　　それはやっぱり議長にお任せします。

○南委員　今の、上岡さんのほうから、一般論ではなしに現実の、今回起こった問題を議長経験者としてどう考えておりますか、どう取り扱いますかという素朴な疑問をいただいたんですけれども、僕としたら、村田委員長が先ほど、これである程度の議会運営委員会の範疇が、経過の説明となれば議運で聞くのは当然のことですけれども、それ以上のステップ、だからどうしようということは、議運ではできないということで、それはもう委員長の賢明な判断だと思っております、そういった判断は。

ただ、僕の場合は、村田委員長と同期ということであって、三十有余年の議員経験があります。議長も、おかげで4回させていただきました。僕の場合は今でも未熟の身であり、当然、議長としていろんな判断を下す場合は、いろんな周りの議長経験者と相談するのともかく、まず議会事務局と法的根拠に基づいて確認はさせてもらいます、まず。

その中で、この今回のことに限ってじゃなしに、ある意味で議長の裁量権というものもありますし、ただ、具体的に申しますと、議長を経験すると市民からのいろんな実名の投書、お電話、いろんなことがあります、現実として。ほとんど僕の場合は表へ出すことはなかったんですけれども、そういった意味では、ただ、事務局として、書類は書類としてきっちりと守秘義務のもとで管理してくれというような指示は下しております。

ただ、今回のことにつきましては、執行部からの議員のパワハラ、ハラスメントについての申し入れということでございますので、当然重く受けとめて対処すべきだったと思いますけれども、それ以前に、きのうも地元新聞で書かれておりましたように、13日からのお話があったということでございますので、僕の場合でしたら、13日に聞いた時点で直ちに対応はさせていただいておると思いますし、多分申し入れの文書まで至っていなかったと自分では判断をいたしております。

以上です。

(「諮問」と呼ぶ者あり)

○南委員　僕の場合は、文書自体は出されていない段階で多分処理しておったと思いますけれども、今回の場合は議長は明確に、僕は、申し入れをされたということでございますので、ある程度議長の裁量権のもとで落としどころをつけた形をもって、諮問すべきだと思っております。

○上岡委員　ありがとうございます。

○三鬼(和)委員　いろいろな物事の流れがありますので、今回、議長から議運

の委員長に報告したということをお伺いしましたけど、どこの段階ですとか、それはそのときの議長の判断だと思いますけど、事、今回の問題に関しましては、南委員が言われましたように、起こったときに、今議長の裁量を問うのであれば、こういった問題が起こったときに、申し入れ書をいただく前にやっぱり議長として指導していただくとかというのは、我々の代表としては当然していただきたいかったし、申し入れ書をいただくまでにこの問題を解決できなかったかというのを私は思っていましたので、今は議長のほうから委員長のほうにお伝えしてこの議運を開いておるといことなので、これはそのときそのときで判断してきたのかなとは思っております。

(「諮問」と呼ぶ者あり)

- 三鬼（和）委員　　済みません。今回、諮問するかしないかというのは議長が判断されたことなので、私は物事、確かに今委員長も言われましたように、この文書、申し入れ書が来た段階で、気持ちの中ではもっとこれ以前に解決、きちっと指導できなかったかなんて強い気持ちのございましたので、諮問したか、開いたか開かなかったかということは否定はしませんもんで、今回開いたのも否定もしませんもんで、これはそのときの議長の判断かなと思います。個人としては、ちょっとどうだったかというのはちょっとあれですけど。
- 三鬼（孝）委員　　端的に言いますけれども、今回、前回も言っておるように初めてのことですよね、執行部から議会にこういう申し入れが出たということは。その辺の思いを含めて、私としては議長は当然、議会運営委員会に諮問すべきだと思っておりますし、先ほど小川委員さんが議長に尋ねられた、正副委員長に書類を出す前にほかの議員さんに相談を投げかけたということにつきましては、これは議長としては越権行為といえますか、その辺のところは十分注意しなければならないと思いますし、それを受けた議員さんも、やっぱりそういうことは聞くまでに、いろんな御指導として、そのことについては内容を聞かずに、申し入れがあったんだったら議会運営委員会、即、正副委員長に相談すべきじゃないのかというような、そういう指導をすべきだったんじゃないかなという思いがありますので、その辺のところやと思います。
- 村田委員長　　私もやっぱり一応議長経験者ですので、言わせていただくならば、この前段階で処理をすればよかったというお話がありましたけれども、それはさておいて、執行部から正式に公文書で申し入れがあった、その点についてですけども、私はもらった時点で議会運営委員会の委員長、副委員長に相談、もちろん副議

長もそうですけれども、相談をかけて、そして最終的には議長の判断で諮問をするということに、私はそういう行動をとると思います。

といいますのは、その案件にもよりますけれども、今回はハラスメントという重大な問題でありますので、その辺のところを議会の、議運の正副委員長に全く相談がなかった。しかも、提出されてから1日以上時間がたって連絡があったと。しかも、諮問はしませんよということでございましたから、個人的感情を入れるんじゃないけれども、議会人としてこういう取り扱いというのは、議長としてあるべきではない、こういうふうに認識をしております。

○上岡委員 皆さんありがとうございます。

というのは、なぜお聞きしたかということ、もう今議長経験者の方が言われていたように、これまでの段階が一つ、この時点になってやっぱり諮問をしたほうがいいという方もおられます、何人も。ですから……。

(「早く言って」と呼ぶ者あり)

○上岡委員 はい。諮問をしたほうがいいという議長経験者の方もやはりおられました。私も少し安心をいたしました。

というのは、二年前まで私は一般人でした。議会に対して、議員というのはみんなの代表であるし、一般のやっぱり考えを代弁しないとイケないと思っております、今でも。これだけパワハラ、一部の場所だと女性の方にちゃんづけで言っただけでもセクハラというふうに訴えられる……。

(発言する者あり)

○上岡委員 はい、ような今現状です、現在です。ですから、物すごく重要なんですよ。ですから、認識はもう本当に、この現在の認識を十分に加味していただかないと、特に今回、議会に対しということは、私も議会の一員ですので、市民の皆様にはまずは説明できない。尾鷲市の議員としては説明できないです。その辺も考慮していただいて、ぜひこれからの運営をお考えいただきたいと思います。

長々と済みませんでした。

○村田委員長 わかりました。

他に。

○濱中議長 皆様の貴重な御意見、本当にありがたいと思います。

言いわけではございません。ただ、私は市長から注意をしてほしいと言われたときの受けとめ方が、注意して改善してほしいと言ったことに対して何もしなかったわけではないということを御理解いただきたい。市長はそれ以上の目的があったの

かと今さらながらに思ってしまいます。市長は職員を守りたいとおっしゃったので……。

(「言いわけ(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○濱中議長　　そうですか。

○村田委員長　　議長、この件についてはもう皆さんの意見を聞いておりますので、議長は議長の思いがあろうかと思えますけれども、そのところはわきまえて御発言を願いたいと思います。

○濱中議長　　済みません。皆様の、本当にそういった御意見というか御指導に関しましては、真摯に受けとめたいと思っております。

本当に、ふなれでという言葉で片づけてはいけないことは十分承知しておりますけれども、私の考え方が先走ったことに関しましては、おわび申し上げたいと思います。

○南委員　　今回の件で、いろんな経過というのは大事やし、今後の抑止力ということを僕は最も皆さんが認識を共通していかないかということ、前回、議会運営委員会があったとき、政治倫理条例の問題で、たしか委員長のほうから、執行部からの申し入れについての条項が委員会の条例の中には入っていないので、今度考えるべきじゃないかというような発言があったと思うんですね。

○村田委員長　　議長のほうからね。

○南委員　　そういった意味では、これを契機に自分たちも再認識をするという意味で、そういった項目も改めて政治倫理条例の中で1項加えていくのも必要じゃないのかなという、僕もそういった認識をしておりますので、次のステップとしてぜひとも検討していただけないかなというように思っております。

○村田委員長　　これについては、条例の見直しということも含めて、前回はこの条例はハラスメントでもセクハラの問題でやられたわけでありますから、条項がそのようになっているのかなという、急激につくられたものですから、個人のものでしたから。今回は執行部から上がってくるという想定外のことでありましたので、今後はこの辺のところも見定めて、この条例の見直しということも進めていきたいと思っております。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　他にございませんか。

一言でお願いします。

○奥田副議長　　済みません、簡潔に一言申し上げさせていただきます。

問題が山積している尾鷲市におきまして、本当にこういう時間をとらせたことに対しては、市民の皆様、議会の皆様に対して深くおわび申し上げたいと思うんですけれども、ですので、私も反省すべき点がございましたら、素直に反省したいなというふうに思っている次第でございます。

それで、執行部にちょっと確認したいことがあるんですけれども、きょう書面で出てくるかなと思ったら、書面ではもうないということで理解してよろしいですか。

○村田委員長　これにつきましては、今回のことについて、きょうお尋ねをしておることについては、書面では出てきませんということでしたんですね。

○奥田副議長　書面ではもう出さないということですかね。わかりました。

そうしたら、病院の報告書というのも出さないということですか、ということですか。

○村田委員長　どういうこと。もう一回言ってください、はっきり。

○奥田副議長　この申し入れ書というのは、先ほど議長も触れていましたけれども、議会に対し抗議するというのは最後の1行のところにあるんですけど、ほとんど私に対する個人的な抗議というふうに私は受けとめているんですね。

それで、最初のところで、今般というところで2行ありますよね。それがこの前議運のときに、三鬼和昭委員やったかな、これはいつのことですかと言ったら、9月12日の病院の件だということでしたよね。報告書が上がっているという話がございましたけれども、それは出されないんですか。

○下村総務課長　報告書の対応及び経過については、先般委員会で市長のほうから朗読する形をさせていただきました。出せと言われれば、出すことはやぶさかではございませんけれども。

○村田委員長　ちょっと執行部に申し上げますけれども、今回この議会運営委員会の範疇を超えたことになりましたので、その辺のところは議長にお預けをすると宣言申し上げましたので、要望も何もないんですね。ですから、奥田議員からこういう問い合わせがあったということでとめていただきたいと思います。

いいですね、奥田議員。よろしいですか。まだあります。

○奥田副議長　ただ、いろいろ言うつもりはないですけれども、議運に諮問という話もございましたけれども、ただ、その中身を精査した上でじゃないとその報告書もどうなっているのかちょっと……。

(発言する者あり)

○奥田副議長　はい。そこがあると思いますので、そこを精査してお願いします。

○村田委員長　　中身を精査とか、そごとかいうことについては、そういうところになると政治倫理委員会になるんですね。ですから、私は今回は触れないでおきますので、その辺のところは御承知をいただきたいと思います。

○濱中議長　　副議長というか、奥田議員に申し上げたいんですけども、その個人的なところに関してまでを私は奥田議員がどういった意図でそれが間違っている、正したいというのかはわかりませんが、そこは議会を巻き込むのではないと思います。公文書であるということに関して、先般も委員長はこれの訂正に関してはとても大変なことやということも、不可能ではないかということも言われております。なので、法律にのっとりた手順を踏むのは議員個人としてのことやと思いますので、ここで申し上げることではないのではないかなと思いますので、意見させていただきたいと思います。

○奥田副議長　　そうですね。私もこれ、本当に申しわけないと思うんですよ。最後の行が議会に対して抗議になっているんですけど、先ほど申し上げたように、私個人に対する抗議だというふうに認識しておりますので、とりあえずは議員の皆さんに御迷惑かけない形で、法律にのっとり私の方で対応させていただきたいと思います。

○村田委員長　　その辺のところは、奥田議員、あなたの御自由ですから、委員会でわざわざ言ってもらうことじゃないですね。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　これで委員会を閉じます。

(午前 9時39分 閉会)